

国分寺市立第五小学校いじめ防止基本方針

国分寺市立第五小学校

～はじめに～

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。さらに「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本的な認識に立ち、本校の児童が明るく楽しい学校生活を送ることができる、いじめのない学校とするために「国分寺市立第五小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下のポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、軽微ないじめも見逃さない。（人権意識、規範意識を高める。）
- ② 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む。
- ③ 相談しやすい環境の中で、いじめから児童を守り通す。
- ④ 児童自身が、いじめについて考え行動できるようにする。（自己肯定感や自尊感情を育む。話し合いによる合意形成や意思決定の場の設定。多様性や互いのよさを認め合う。）
- ⑤ 保護者の理解と協力を得ながら、いじめ問題に対応する。
- ⑥ いじめ問題について地域、関係諸機関と適切に連携し、対応する。

1 いじめの定義と態様

○定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

○態様

具体的にいじめの態様は様々である。代表的なものとしては次の項目が挙げられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等を使ってSNS上で誹謗中傷や嫌なことをされる

2 いじめ防止対策のための校内体制について

○いじめ対策委員会（校内委員会）を位置付ける。

- ・構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、当該学年担任とする。
- ・いじめやいじめの疑いのある事例についての情報共有、各事案への対応方法の協議を行い、組織で対応できるようにする。
- ・既存の定期的な校内委員会といじめ対策委員会のメンバーが一致しているため、いじめ対策委員会は校内委員会と統合して効率的に実施する。

○いじめに関する校内研修を実施する。

- ・全教職員対象とし、年3回以上実施する。
- ・「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」等を活用して、教職員一人一人の対応力の向上を図る。
- ・「いじめの重大事態」の定義や内容についての理解は、学期初めの研修で必ず行うものとする。

○いじめ防止対策への取組の点検・評価を行う。

- ・いじめ防止等の日常における取組状況について、学校シートを作成する。
- ・6月と11月に全教職員で点検・評価し、改善を図る。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する方策について（別表－1）

4 いじめ防止年間指導計画について（別表－2）

5 教育委員会や関係諸機関との連携について

○いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合や、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある等の重大事態が発生した場合、校長は速やかに教育委員会に報告する。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、校長は躊躇することなく警察署や児童相談所等と連携し対応する。

6 保護者への連携と支援・助言

保護者に対しては、「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。

いじめが確認された場合は、双方の保護者に迅速に連絡をし、事実説明をしっかりと行う。また、いじめを受けた児童とその保護者に対する継続的な支援や、いじめを行った児童の保護者に対する継続的な助言を行う。加害の児童や保護者が、被害の児童や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応をしない。

犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害の児童が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合などには、市教育委員会との連携の下に、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状についての的確に説明する。

7 学校評価の実施

学校、家庭、地域との連携や協力をより強固なものとするためにも、学校評価の結果や「ふれあい月間」教職員シートを活用した学校シートの作成を通して、いじめの未然防止・早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について検証し、改善策を立案する。また、その結果を学校運営協議会に報告し、評価を得て、次年度の取組の改善に生かす。

※マスコミ機関等の対応

場合によっては、マスコミからの取材も予想される。全教職員に対しては、窓口の一本化（原則副校長）と、マスコミ対応については管理職が行うということを徹底するとともに、加害及び被害児童を含めた児童及び保護者に対しても、直接に情報提供等を行わないように呼びかけていく。

別表－1

		学校全体に関わること	児童に関わること	地域・保護者に関わること
未然防止のための措置		○規律ある授業、魅力ある授業、互いを認め合いながら主体的に参加する授業や学校行事等、日常の教育活動の充実を図る。 ○毎学期1回、年3回以上のいじめ防止の授業を行う。 ○全校朝会などでいじめの問題に触れ、いじめは絶対に許されないとの雰囲気や学校に醸成する。 ○道徳教育や人権教育等の推進に計画的に取り組む。 ○自己肯定感や自尊感情を意図的に高める。 ○児童会等を中心としたいじめ防止に関する活動を推進する。	○いじめは絶対に許されないとの雰囲気や学級に醸成する。 ○人権教育プログラムを活用し道徳教育の充実を図る。 ○一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。 ○正しい判断力を身に付けさせる。 ○学級経営・学年経営を充実させ、児童と教職員の信頼関係を構築する。	○地域・保護者に、次のような協力をお願いする。 ○携帯電話やインターネット使用に関わるルール作りを行う。 ○授業公開やPTA活動に積極的に参加するなど日頃から学校との連携を大事にする。 ○地域でのあいさつや声掛けを通して子どもたちと顔見知りになる。 ○様々な活動を通して地域への所属感を育む。
早期発見のための措置		○教職員がアンテナを高く保持して児童を見取り、家庭や地域からの情報とつなぎ合わせ、組織で連携して取り組めるようにする。 ○児童が集団から離れて一人で行動するなど気になる言動があれば必ず声掛けをし、<u>教職員</u>間で共有を行う。 ○個人面談や定期的なアンケート調査を実施し、多面的に見取れるようにする。 ○毎週末の生活指導夕会で、児童の気になる言動などの情報を共有し、連携して指導・支援ができるようにする。 ○いじめが疑われる場合は、<u>管理職やいじめ対策委員会</u>への報告・相談をするとともに、速やかに組織で対応を始める。 ○スクールカウンセラーによる相談窓口を児童・保護者に周知し、<u>関係諸機関との連携</u>ができるようにする。	○日頃から見守りや信頼関係の構築に努め、児童が占める変化（表情、言葉遣い、服装、持ち物等）や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。 ○児童との会話や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。 ○学用品や掲示物等へのいたずらに対応し、その原因を明らかにする。 ○学校便りやブログで、いじめ防止や早期発見について周知する。 ○個人面談等、教育相談を行う。	○地域・保護者に、次のような協力をお願いする。 ○子どもとの会話を多くするよう努め、相談できるような雰囲気や大切にする。 ○子どもの持ち物やその数の変化に気を配る。 ○服装等の汚れや乱れに気を配る。 ○携帯電話等を頻繁にチェックしたり気にしたりしていないか気を配る。
いじめへの対応（早期対応・重大事態への対応等）	① 情報収集	○発見や通報を受けた場合には、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。 ○加害児童が複数いる場合には、同時刻にかつ個別に明確な聞き取り（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ・どのように）を徹底して行う。 ○聞き取った内容のすり合わせを行い、<u>確実に</u>全体像の把握に努める。	○いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。 ○児童からいじめではないかとの相談があった場合には、傾聴し、迅速かつ慎重に正確な実態把握を行う。	○保護者等からいじめではないかとの相談があった場合には、傾聴し、迅速かつ慎重に正確な実態把握を行う。
	② 指導・支援体制	○組織で指導・支援体制を組む。いじめ対策委員会を中心に、管理職、生活指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と<u>連携し</u>、指導や支援体制に随時修正を加える。 ○必要に応じて全校あるいは学年でアンケートを実施し情報を集める。 ○<u>重大な事案あった場合などは</u>、関係諸機関への報告を<u>迅速</u>に行う。	○組織で指導・支援体制を組む。管理職、生活指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に、随時指導や支援体制に修正を加える。	○いじめの事実がはっきりしたら、つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭への連絡等を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
	③ 児童への指導・支援	○状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生児童委員、警察等の協力を得る等、サポート体制を整えておく。 ○いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。 ○指導記録等を確実に保存し、児童の進級・進学や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。 <学級等での指導> ○学級などで話し合う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てるようにする。 ○いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせたり、誰かに知らせたりする勇気をもつように伝える。 ○はやしたてる等同等調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。	<被害児童に対して> ○徹底して守り通すことを伝え、確実に安全を確保する。 ○児童にとって信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支え合える体制をつくる。 ○「あなたが悪いのではない」事をはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。 ○軽傷でも医師の診断を受けさせ診断書を受け取る。 <加害児童に対して> ○いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ○必要に応じて別室授業や出席停止制度を活用したりして、被害児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。 ○必要に応じて警察署等とも連携し対応する。 ○その児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。	○面談や家庭訪問（加害者、被害者とも。複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法及び事案の解決に向けて協力を得る。 ○いじめられた児童を徹底して守り通す事や秘密を守る事を伝え、できる限り保護者の不安を解消できるようにする。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くように促す。 ○事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。